

逢初川土石流災害に係る行政対応庁内検証委員会 第11回会議次第

令和5年10月17日（火）
県庁別館2階第3会議室A

- 1 行政対応の検証・評価に当たり必要と思われる情報の共有
- 2 庁内検証委員会報告書の構成（素案）についての意見交換
- 3 その他
- 4 次回の会議について

逢初川土石流災害に係る行政対応庁内検証委員会報告書の構成（素案）

◎はじめに（庁内検証委員会の設置経緯、目的など）

◎目次

◎県議会特別委員会からの提言の概要（どこに置くのが最も適当か、要検討）

◎庁内検証委員会の概要

- （１）検証の目的（検証に当たっての立場も記載）
- （２）検証の進め方
- （３）検証の対象
（何法によるどの箇所の対応か、検証の対象期間など）
- （４）庁内検証委員会設置要綱
- （５）会議の開催状況

◎逢初川源頭部及びその周辺区域における土地改変行為（源頭部の盛土及び検証対象の土地改変行為）に係る主な「事業者の行為及び県の行政対応」の概要

（土地改変行為の進行状況の時系列での整理、位置図、関係者一覧等も含む）、
（全体の動きを時系列で俯瞰できるようなイメージ）

◎検証対象の法令に係る県の行政対応についての検証結果

（１）砂防法

- ・逢初川流域における砂防指定地の概要（砂防指定地の図示も含む）
- ・砂防指定地の制度の概要
- ・逢初川流域における砂防指定地の指定手続に関する事実関係
- ・事実関係を踏まえた論点（※）と考察
- ・考察を踏まえた再発防止に向けた対策

（２）土砂災害防止法

- ・逢初川流域における警戒区域等の概要（警戒区域等の図示も含む）
- ・警戒区域等の制度の概要
- ・逢初川流域における警戒区域等の指定手続に関する事実関係
- ・事実関係を踏まえた論点（※）と考察
- ・考察を踏まえた再発防止に向けた対策

（３）森林法

- ・逢初川源頭部北側区域における土地改変行為の概要（図示を含む）
- ・林地開発許可制度の概要

- ・源頭部北側区域の土地改変行為に係る行政対応等に関する事実関係
- ・事実関係を踏まえた論点（※）と考察
- ・考察を踏まえた再発防止に向けた対策

（４）都市計画法

- ・逢初川源頭部北側区域における土地改変行為の概要（開発区域、無許可開発区域の図示を含む）（無許可開発については、区域の表現についても要検討）
- ・開発許可制度の概要
- ・源頭部北側区域の土地改変行為に係る行政対応等に関する事実関係
- ・事実関係を踏まえた論点（※）と考察
- ・考察を踏まえた再発防止に向けた対策

（５）土採取等規制条例

- ・土採取等規制条例の概要
- ・条例の制定、一部改正等に関する事実関係
- ・事実関係を踏まえた論点（※）と考察
- ・考察を踏まえた再発防止に向けた対策

（６）廃棄物処理法

- ・逢初川源頭部及び源頭部北西側区域に搬入された木くずやコンクリートがれき等の状況（木くず等が搬入された箇所の図示を含む）
- ・廃棄物処理法の概要（廃棄物の定義、廃棄物該当性、土砂の法律上の取り扱い、廃棄物混じりの土砂に対する現行法上の対応など）
- ・逢初川源頭部及び源頭部北西側区域に搬入された木くずやコンクリートがれき等に係る行政対応に関する事実関係
- ・事実関係を踏まえた論点（※）と考察
- ・考察を踏まえた再発防止に向けた対策

◎検証対象の法令に係る県の行政対応についての検証結果（全体的な検証）

- ・検証対象の各法令に係る行政対応の時系列での比較
- ・時系列での比較を踏まえた論点（※）と考察
- ・考察を踏まえた再発防止に向けた対策

【参考資料】

- ・各法令について何を参考資料とするか要検討（現地の写真、計画、関係法令ほか）
（要検討）

※ 令和5年9月定例会総務委員会資料に記載した論点、聞き取り調査等を踏まえた追加論点（追加すべきものがある場合）

行政対応の検証・評価に当たり必要と思われる情報など

【砂防法】

- 逢初川と同一時期に「面指定」による砂防指定地の指定がされた5 溪流の状況
 - ⇒ 管理された森林（植林帯）なのか、森林法など他法令による規制がされた地域なのか、その他逢初川と比較して異なる状況など

- 砂防指定地における行為規制の目的及び行為規制の対象の整理（明確化）
 - ⇒ 砂防指定地で行為制限がされているのは、当該行為により山地の斜面や溪床（自然由来のもの）等にどのような影響が及ぶことを防ごうとしているのか

 - ⇒ 「土砂の生産は、山地の斜面が降雨等による表面浸食等によって削り取られ～」との説明中の「等」には何が含まれるのか（例えば、降雨等の等には、土石流は含まれるのか？）

 - ⇒ 「土砂」が「自然斜面や天然河岸で発生する土砂を指す」との説明の根拠

- 「開発が行われ又は予想される区域で、その土地の形質を変更した場合、溪流等への土砂流出等により、治水上砂防に著しい影響を及ぼす区域」（砂防指定地指定要綱第2の6）との基準の内容とその運用の解釈
 - ⇒ この基準に該当するのはどのようなケースなのか？（自然由来のものが対象とすると「溪流等への土砂流出等により、治水上砂防に著しい影響」とは、どのような影響なのか？）

- 平成10年度当時、逢初川に砂防ダムを設置する必要があるとの根拠としている「当溪流は荒廃が進んでいる」とは、どのような状態であったのか、また、「火山砂防事業にて事業を実施している」とあるが、当該事業の対象となる箇所はどのような箇所なのか、逢初川ではどのような事業が実施されていたのか

- 砂防指定地等監視員等による監視の方法（どこを、どのように監視しているのか）

【土砂災害防止法】

- 土砂災害防止法上の「土砂災害」とは、どのような土砂による、どのような災害を指すのか（基礎調査の「土石流による土石等の量」の算出の対象となる土砂とはどのようなものか）

- 基礎調査の「開発動向等の調査」とはどのように行うのか
 - ⇒ 基礎調査期間中に逢初川上流域における土地改変行為を認識できなかったのか

【森林法】

- **林地開発許可申請の申請者（無許可開発者を含む）の要件**（具体的な内容やその運用・解釈など）
⇒ 逐条解説、国通知、国質疑応答集等の参考資料を委員に配付
- **林地開発許可違反に係る是正措置の考え方など**
⇒ 逐条解説、国通知、国質疑応答集等の参考資料を委員に配付

【都市計画法】

- **「無許可開発」が行われた区域の特定（図示）**
⇒ 現時点で有している証拠等から可能な範囲で特定
- **開発許可申請の申請者（無許可開発者を含む）の要件**（具体的な内容やその運用・解釈など）
⇒ 逐条解説、国通知、国質疑応答集等の参考資料を委員に配付
- **開発許可違反に係る是正措置の考え方など**
⇒ 逐条解説、国通知、国質疑応答集等の参考資料を委員に配付
- **整理ペーパーに記載のある事実関係の根拠となる「2006(H18).3.17」以降の熱海市保有公文書** ⇒ 各委員に配付

【廃棄物処理法】

- **「廃棄物」の定義**（「廃棄物該当性の判断基準」、「土砂は廃棄物でないとする法律上の根拠、類するもの、準ずるものの定義」等を含む）
- **「廃棄物の処理、処理基準」の法律上の定義、内容など**
- **「排出事業者、行為者」の法律上の定義、内容など**
- **「生活環境保全上の支障（おそれを含む）」の定義、内容など**（生活環境保全上の支障のおそれがあるとの状態及びその証明方法や判断基準等も含む）（一般論）
- **排出事業者、行為者等の特定に必要な事項**（一般論）
- **廃棄物混じりの土砂に対する現行法上の可能な対応**（一般論）
⇒ いずれも逐条解説、国通知、国質疑応答集等の参考資料を委員に配付

○①、④、⑤、⑥区域のどこに、どのような廃棄物が搬入されていたのかの一覧

(パッと見で分かるように) (F 005、ゼンリン地図中の伐採木や木くずの不適正保管場所も含む)

【全般】

○令和3年10月18日に公表した事実関係の整理ペーパーに記載された事実関係を全て盛り込んだ方がよいか